

北薩広域行政事務組合ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 北薩広域行政事務組合（以下「組合」という。）のじんかい処理場、リサイクル推進施設及びし尿処理場（以下「ごみ処理施設等」という。）の施設使用料に関し必要な事項を審議するため、北薩広域行政事務組合ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ処理施設等の使用料の見直しに関すること。
- (2) その他理事長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 構成市町が推薦する住民
- (2) 構成市町の衛生担当課長
- (3) 北薩広域行政事務組合事務局長
- (4) その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項についての審議が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、北薩広域行政事務組合施設管理課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月22日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあっては、理事長が会議を招集する。